

**令和7年度第1回茅ヶ崎市文化財保護審議会  
会議録**

議題	<p>議題1 国登録有形文化財藤間家住宅主屋の保存活用計画の策定について（諮問）</p> <p>議題2 部会の設置について（審議）</p> <p>議題3 令和6年度国登録有形文化財藤間家住宅主屋耐震診断調査について（報告）</p> <p>議題4 文化財保護担当の令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画について（報告）</p> <p>議題5 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について（報告）</p>
日時	令7年5月15日(木) 14時00分から15時10分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階D会議室
出席者氏名	<p>（出席委員）</p> <p>近藤会長、相澤委員、五味委員、緒方委員、鈴木委員、田尾委員</p> <p>（事務局）</p> <p>【教育委員会】竹内教育長【教育推進部】松岡部長【教育施設課】小林課長補佐【社会教育課】仲手川課長、守瀬課長補佐、石井課長補佐、三戸副主査、渡邊副主査、塘主任【博物館】須藤館長、和田館長補佐、落合主査</p>
会議資料	<p>議題1 国登録有形文化財藤間家住宅主屋の保存活用計画の策定について（諮問）【資料1】</p> <p>議題2 部会の設置について（審議）【資料2】</p> <p>議題3 令和6年度国登録有形文化財藤間家住宅主屋耐震診断調査について（報告）【スライド映写】</p> <p>議題4 文化財保護担当の令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画について（報告）【資料3-1、3-2】</p> <p>議題5 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について（報告）【資料4】</p>
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

## 会議録

- （仲手川社会教育課長）
  - ・開会のあいさつ
  - ・出欠委員の確認（過半数の成立）
  - ・傍聴者の確認

- （事務局）
  - ・会議資料の確認

### 【議題 1 国登録有形文化財藤間家住宅主屋の保存活用計画の策定について（諮問）】

- （事務局）

議題 1 に先立ちまして、諮問書の手交を行わせていただきます。茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第 2 条の規定により、教育委員会を代表して、教育長より諮問をさせていただきます。

（竹内教育長より諮問書を近藤会長へ手交）

- （竹内教育長）

国の登録有形文化財に指定されました旧藤間家を維持保存することにとどまらず、文化遺産としての価値を生かしながら有効な公開活用を目指す計画の策定に向けまして、皆様の真摯なご協力を何卒お願い申し上げます。

- （仲手川社会教育課長）

ここからは、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第 6 条第 1 項に従いまして、近藤会長に進行をお願いいたします。

- （近藤会長）

諮問のこともありますし、いつもにも増して、活発な議論をお願いしたいと存じます。それではここから進行に入ります。国登録有形文化財藤間家住宅の保存活用の策定について事務局から趣旨と問題点を提示していただきます。

### 【議題 2 部会の設置について（審議）】

- （須藤博物館長）

それでは議題 1 に関連ございますので、博物館長、須藤から説明をさせていただきたいと思えます。ただいま、教育長から諮問させていただきました藤間家住宅の保存活用計画の策定につきまして、すでにご存知の通り、国の登録有形文化財となっておりまして昨年度から耐震改修整備に取り組んでおります。後程、議題 3 の方でその耐震改修の診断結果を報告させていただきたいと思えます。ここでは、このたび諮問させていただきました保存活用計画の策定の今後につきまして、お話をさせていただきます。

博物館では、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて、藤間家の保存活用計画の策定を予定しております。事務局としましては、これから新たに 3 名の方を、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第 4 条に基づき、特別委員として委嘱するとともに、同文化財審議会規則第 7 条に基づきまして、藤間家の保存活用計画の策定の調査審議を行う部会を設置したいと考えております。資料 2 をご覧ください。この度新たに特別委員の委嘱をさせていただきたいと考えております 3 名の方々でござい

す。

最初に水沼淑子先生でございますが、関東学院大学の名誉教授でおられまして、近代の建造物に深い造詣をお持ちになられております。研究や教鞭をとられる傍ら、神奈川県内外の近代建造物の指定や、有形文化財の国登録に数多く関わってこられました。また国や都、県内外の市町の文化財保護審議会や景観審議会の委員も歴任されておられまして、本市の景観審議会の会長も長らく務めておられた方でございます。昨年度実施しました藤間家の耐震調査に際しまして、現地調査にお越しただいてアドバイスをいただいております。なお水沼先生のご所見によって藤間家住宅は、国登録の有形文化財となっております。

続きまして、項番2の小沢朝江先生でございますが東海大学で建築学の教鞭をとる傍ら、県内外の近世建築物の調査研究をされて、深い造詣をお持ちです。国、都、県内の文化財保護審議会や景観審議会の委員も歴任されており、本市におきましても、市の指定重要文化財でございます旧和田家住宅の耐震改修に際しましては多くのご協力をいただきました。藤間家につきましては、主屋建築以前にごございました近世民家の部材を活用した納屋が現在も現存しているほか、近世民家土蔵等の建物の遺構や、近世の家相図や図面等の文書もあります。藤間家は近世から近代に、連続と続く文化財であることから、小沢先生にも知見を賜りたくお願いしたいと考えている次第でございます。

最後に、海津ゆりえ先生でございますが、文教大学の国際観光学科で教鞭をとられております。エコツーリズムをご専門とされており、国際観光学科が湘南茅ヶ崎キャンパスにあった際には、ローカルツーリズム、エコツーリズムの観点から調査研究をされ、茅ヶ崎の観光資源等について深い造詣をお持ちになっておられます。環境省や都、他の県の審議会の委員も歴任されており、本市におきましては景観審議会、みどり審議会などの委員も歴任されており、茅ヶ崎のローカルツーリズムにも精通されていることから、活用の観点においてやツーリズムの観点から、ご意見をいただきたくお願いしたいと考えております。

また、藤間家住宅主屋が位置しております場所は市の指定史跡にもなっておりますことから、田尾委員にもお力添えをいただきたく、保存活用計画の策定部会に加わっていただきたくと考えております。以上、ご説明しました新たな委員3名を特別委員に任命するとともに、田尾委員にもご参加いただき、国登録有形文化財藤間家住宅主屋の保存活用計画の策定を部会という形で進めて参りたいと考えております。ご審議のほどいただければと思いますよろしくお願いいたします。

○（近藤会長）

水沼先生、小沢先生、海津先生の新規委員、それと田尾先生は文化財保護審議会の委員ですが、部会にもかかわっていくという事ですね。

それぞれの経歴は、旧和田家住宅などでご活躍いただいた先生たちですので、何か問題になる点があるとは思ってないのですが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

○（近藤会長）

それでは前に進めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○（須藤博物館長）

ありがとうございます。今後、夏頃に第1回部会を始めまして、進捗状況はこちらの本会の方にもご報告させていただきたいと考えておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

○（近藤会長）

それでは、この先生方で部会を組むというという事で議題2まで議論が終わりました。続きまして、令和6年度国登録有形文化財藤間家住宅主屋耐震診断調査について事務局からお話ください

い。

### 【議題3 令和6年度国登録有形文化財藤間家住宅主屋耐震診断調査について（報告）】

#### ○（事務局）

スクリーンに資料を映しまして説明をさせていただきたいと思います。国登録有形文化財藤間家住宅主屋の耐震性を確保して公開活用するため、令和6年度は主屋の耐震診断調査を有限会社湘南建築工房に委託して実施しました。事業期間は令和6年4月から令和7年2月までです。本議題では調査と耐震診断の内容を時系列で報告した後、令和7年度以降の事業について説明をさせていただきます。まず主屋の現地調査から報告いたします。当該調査では、主屋の破損調査や敷地の地質調査を実施しました。なお、調査においては、関東学院大学水沼淑子名誉教授や東海大学小沢朝江教授にご協力いただきました。破損調査では、主屋の床下、室内、外観、屋根裏、屋根の目視調査を実施しました。まず床下ですが、木材基礎の破損や湿気が見られました。次に室内ですが、内壁のひび割れ、剥離、天井の穴、雨漏りがありました。次に外観ですが、外壁剥離がひどい状態になっております。あと、鉄製でできた壁は錆が見えている状況です。次に屋根裏では、動物のフンなどで汚損がひどくなっている状態でした。鉄板の屋根については錆、雨漏りが見つかりました。以上が破損調査の内容になります。次に、地質調査では、サウンディング調査、ボーリング調査、常時微動調査を実施しまして、その結果わかった地盤の強さや緩みやすさをもとに、耐震診断補強計画を実施いたします。なお、液状化については、危険度はかなり低いことがわかりました。

次に7月からは、現地調査の結果を踏まえまして、主屋の建築図、構造図、破損状況図等を作成しました。これらの図面は耐震診断のほか、来年度以降の主屋の耐震補強の設計や工事に利用します。そして、8月から12月にかけて耐震診断を行いました。現況図面を見込み、主屋の耐震診断を実施しました。具体的には文化庁が示す文化財の耐震診断方法をもとに、地震時の挙動を実情に近い形で検証する診断と、外部からの力が加わる際に、建物がどこまで耐えられるか、変形量の限界をチェックする診断を行いました。変形量は層間変形角の大きさを判断いたします。この層間変形角とは、地震によって建物が水平方向にどれだけ移動するかの水平方位の値を、各階の高さである層間高さで割ったものです。大地震等で倒壊しない安全確保水準層間変形角30分の1に対しまして、藤間家住宅主屋は13分の1から27分の1となり、耐震補強が必要であると判断されました。そして耐震診断後、令和7年1月に第三者評定取得を行いました。こちらは文化庁が示す重要文化財建造物耐震診断指針に基づき、耐震診断の結果を第三者機関である一般社団法人日本建築構造技術者協会に提出し、専門技術者による耐震診断の妥当性の精査を受けました。結果、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について、技術上の指針となるべき事項に照らし、今回の耐震診断が妥当であると判断され、第三者評定を取得しました。以上が、令和6年度に行った藤間家主屋の調査と耐震診断内容の報告になります。

続いて、令和7年度以降の事業予定について説明をさせていただきます。令和7年度は、昨年度の耐震診断を踏まえた主屋の保存活用計画策定と耐震補強修理基本設計の二つの事業を事業者に委託して実施します。令和6年度事業と同様、文化庁の国宝重要文化財等保存活用事業費補助金、こちら補助率50%になります。また、県の随伴補助金、こちら補助率16.67%となっております。この二つの補助金の交付を受けます。保存活用計画策定ですが、期間は来年度の令和8年9月までとなっております。藤間家主屋や市指定史跡である敷地、敷地内建造物を保存しまして、茅ヶ崎市の歴史と文化の学習機会を創出提供する場として活用するための計画を策定いたします。またもう一つの事業が耐震補強修理基本設計になります。期間が令和8年3月まで、今年度末までとなります。藤間家主屋の構造設備、意匠等の耐震補強修理の基本方針、図面、工事の大まかな仕様等を作成します。基本設計についても、第三者評定を取得し、その確実性を担保します。次に、令和8年度以降の事業についても、文化庁、県の補助金の交付を受けて実施する予定です。令和8年

度は、耐震補強修理、実施設計を行い、主屋の構造設備、意匠等の耐震補強修理の詳細な施工方法、施工図面、構造計算、主要建材設備等の品番等を定めた具体的な工事仕様を確定します。そして令和9年度に、藤間家主屋の耐震補強修理工事を実施します。以上が議題3、令和6年度国登録有形文化財藤間家住宅主屋耐震診断調査についての報告になります。

○（近藤会長）

ありがとうございました。基本的に今年度までが、何か問題がある点の整理、そこを土台にして、外部の補助金をもらいながら市でももちろん負担して保存活用の計画を立てていくという事ですね。

○（事務局）

そうですね。おっしゃる通りでございます。

○（近藤会長）

何かご質問あるいは提言も含めてございますか。

（発言者なし）

○（近藤会長）

それでは、都度、審議会で報告いただいて流れを確認するというところで行きたいと思います。須藤館長、いかがですか。

○（須藤博物館長）

そうですね。昨年度の調査で今、ご報告させていただきました通り、問題箇所というのが明らかになって参りましたので、こちらを今後、次の世代へと残せるように我々教育委員会が一丸となって、耐震改修整備に取り組んで参りたいと思いますので先生方からもまたご知見いただきながらお願いできればと思います。

○（近藤会長）

早急に対処すべき点は見つかってはいないという事ですよ。

○（事務局）

はい。そうですね。早急な対策が必要なところはないということが分かっております。

○（近藤会長）

そうすると向こう3年から5年の中で、優先順も含めて、その都度、報告をして、キャッチボールをさせていただければと思います。

○（近藤会長）

それでは議題3について議論が終わりました。

次に議題4文化財保護担当の令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画について、ご説明をよろしく申し上げます。

【議題4 文化財保護担当の令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画について（報告）】

## ○（事務局）

それでは資料3-1をご覧ください。議題4文化財保護担当の令和6年度事業報告及び令和7年度の事業計画についてご説明をいたします。まず初めに令和6年度事業につきましては、昨年度の第1回審議会において年間の事業計画を報告いたしました。概ね当初の計画通り実施することができております。なお令和6年度については決算額がまだ確定していないため、予算額及び決算額については省略をいたしております。前回1月24日の第3回審議会以降で、主な事業といたしましては、下寺尾官衙遺跡の国指定10周年記念事業として3月9日にシンポジウムを開催しております。茅ヶ崎市の下寺尾官衙遺跡群、川崎市の橘樹官衙遺跡群、横須賀市の東京湾要塞跡が3月10日同時に指定されて10年を迎えたということからその節目を記念しまして実施をいたしました。内容といたしましては第一部で記念講演を実施し、第二部でこの3市の職員による事例報告、及び記念講演の講師を交えたパネルディスカッションを行いました。

それでは裏面をご覧ください。こちらは令和7年度の事業予定になります。黒マルが付いているところはすでに実施済みというところになります。項番1) 一般文化財保護事業につきましては、文化財保護審議会を年3回開催し、文化財の保存及び活用について引き続きご審議をいただきたいと思っております。また、鶴嶺八幡宮参道及び松並木など、市指定文化財の維持管理等のほか、文化財の普及啓発のため、郷土芸能大会や講演会等を開催いたします。予算額の欄をご覧くださいますと、前年度に比しまして110%となっております。予算額の主な増加要因といたしましては会計年度任用職員の人件費の増によるもののほか、指定文化財等保存修理等補助金として執行する予定の額が増額となったことによるものになります。

項番2) ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業につきましては、市民との協働により基礎講座を開催するほか、本市の都市資源と丸博の活動を知っていただくために、年2回季刊誌の発行を予定しております。予算に関しましては昨年度もご説明させていただいておりますが、予算額がない中で、事務経費等によって事業を行っていく予定でございます。

項番3) 史跡保存整備事業につきましては、下寺尾遺跡群等保存活用部会、こちらの審議会の部会に当たりますけれども、こちらの開催のほか、下寺尾遺跡群保存活用連絡会を開催いたしまして、下寺尾遺跡群の保存活用について地域の方や学識の先生方など、有志の会員間の情報共有、教育普及、地域の活性化に資する活動を行って参ります。その他史跡指定地内の民有地について、公有地化を図り、買い上げた土地の保存管理を行って参ります。予算については前年度比161%となっております。予算額の主な増加要因といたしましては史跡指定地の公有地化事業として、今後購入予定の土地の面積が少し増えたということもありまして、そちらの方が主な増加要因となっております。また下寺尾官衙遺跡群が国史跡指定10周年の節目を迎えたことから、周年事業としてシンポジウムを行う会場使用料や案内解説版の設置費用といったものを見積もって、計上いたしました。さらに下寺尾官衙遺跡群と西方遺跡を合わせた保存活用計画を策定するための費用をこれで追加計上したところになります。

項番4) 埋蔵文化財保護事業につきましては、開発に伴う窓口照会、届け出事務、試掘確認調査等のほか、発掘調査資料の整理保存、報告書の刊行、前年度市内で実施した発掘調査の概要を発表いたします。また公共事業に伴う発掘調査については令和4年度から実施している新国道街路事業のほか3ヶ所を実施予定としております。予算額の主な増加要因といたしましては、調査に要する人件費の高騰や、物価高を考慮した積算を行ったことで、増額となったものとなっております。事業計画につきましては報告は以上でございます。続きまして先ほども申しました通り、今年度は国史跡指定10周年という年でございますので、それを踏まえて下寺尾官衙遺跡群に関する今後の事業について取りまとめいたしましたので、続けて資料3-2でご報告をいたします。

## ○（事務局）

史跡下寺尾官衙遺跡群指定10周年事業についてご説明をさせていただきます。本来的には部会

の方で詳細を申し上げるところですが、指定10周年ということで、本会の方でも、改めてご報告をさせていただきたいと思っております。令和7年3月10日で史跡下寺尾官衙遺跡群指定10周年を迎えたところでございます。先ほども申し上げました通り、3月9日に川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市、そして神奈川県考古学会とともに10周年記念事業ということで、「史跡のかこ、いま、これから」というシンポジウムを実施したところでございます。引き続き令和7年度につきましても、史跡下寺尾官衙遺跡群に関する事業を行いまして、市内外に史跡の公開活用を図って参りたいと思っております。

令和7年度の史跡下寺尾官衙遺跡群指定10周年の事業につきましては、二つ大きくございまして、一つは通年の事業に対して、史跡指定10周年という冠をつける事業。それから指定10周年を記念するような事業ということで考えております。今調整中を含むものもございしますので、一定程度変更があるかと思っておりますがご報告させていただきます。

まず指定10周年を記念する事業として、下寺尾官衙遺跡群に関するシンポジウムを2月ごろに考えております。また、10周年ということで、史跡の説明看板の予算いただきましたので、説明看板の設置を実施して参りたいと思っております。

次に、指定10周年というのを冠する事業ということで、市民向けに学習会を検討しております。川崎市、横須賀市と調整をして、史跡めぐり等を考えております。また、例年実施しております、地元の小学校とのコラボ事業、こちらも実施する予定でございます。それから、寒川町と連携事業考古学講座ということで、5月17日、5月24日、5月31日にまち歩きと博物館での展示の解説を実施することになっております。また続いて、下寺尾遺跡群保存活用連絡会。こちら地元の方や研究者の方、それから市を交えて会合するものがございます。こちらについて10周年ということで、連携を図って地元のお祭りですとか、市民団体が行うまち歩き等で、連携をして、史跡10周年を記念したものを実施していきたいと思っております。

また、茅ヶ崎市博物館の方では、史跡指定10周年を記念した特別展の方を実施していく予定になっております。7月末から10月中旬と聞いております。その関連でイベントを行うと聞いておりますので、ぜひご覧いただきたいと思っております。またその他、庁内、それから学校と連携を図る予定でございます。以前、審議会委員さんからもアイデアをいただきました史跡で星を見るというのを検討しておりますので、楽しみにしていただければと思います。その他、史跡下寺尾官衙遺跡群、史跡下寺尾西方遺跡の保存活用計画の作成、こちらの方も令和7年、令和8年と2カ年で実施する予定でございます。また、今年度も史跡隣接地の確認調査を検討しております、今の予定ですと8月の終わり頃から11月末にかけて中心に実施していきたいと考えております。また、史跡の追加指定、それから公有地化、史跡に係る講師対応をご依頼がありましたら、受けて参りたいと思っております。以上、史跡下寺尾官衙遺跡群指定10周年の事業となります。

#### ○近藤会長

何か確認したいことはありますでしょうか。

#### ○（相澤委員）

今年も予算が増えたということで、良かったとは思いますが、令和7年度の一般文化財保護事業で、人件費と修理費が増えたということですが、修理費はどのような分野で修理をされる予定なのでしょうか。

#### ○（事務局）

一つは人件費、近年高騰しておりますのでその分の増という形になったというところになります。あともう1点につきましては補助金を市から出してございまして、補助対象の事業者の方にお支払いする補助金の額が増えたということになります。

○（相澤委員）

それは修理の補助金というわけですね。

○（事務局）

そうですね。文化財の保存修理を行うことを対象としている市の補助金になります。具体的に今回の件で申しますと県の指定を受けている浄見寺の寺林の剪定を行うための補助ということになっております。

○（相澤委員）

それでは、物品の修理というわけでないということですね。

○（事務局）

そうですね。樹木の剪定も修理の中に含まれる形になっておりますので、補助対象にはなりません。

○（相澤委員）

修理というのはやっぱり継続的にいろんな分野についてやっていくべきだと思います。文化財パトロールをしているということがありますので、その時に応じて修理も忘れずに実施していくことをお願いしたいと思います。

○（事務局）

はい、承知しました。

○（相澤委員）

あともう一つですね、前にちがさき丸ごとふるさと発見博物館の事業で、予算が減らされてゼロになって、一度ゼロになると、もうなかなか予算がつかませんよという話があったと思います。この辺はそんなに事業活動に差し障りないところなのでしょうか。

○（事務局）

現在、「丸博」事業につきましては実施計画の位置付けがされてない状況でございます。その中でできることということで、講座の開催、それから季刊誌の発行というところで、こちらについては現在の事業費予算をつけなくても、実施ができるという範囲で行ってきたところでございます。

ですが実施計画の位置付けをしたいと所管課としては思っておりますので、後期実施計画の事業が令和8年度から令和12年度を計画期間としております。その中に位置付けをしていき、予算化したいと思っております。

○（近藤会長）

はい。大変心強い。何回かこの場でも、「丸博」の予算がゼロなのはおかしいと議論しています。ですから私ども、どこまで後押しができるか分からないけども、やっぱり茅ヶ崎において「丸博」で一定の社会教育の効果を上げてきたと思いますので、また予算を復活していただきたいと思っております。

○（事務局）

はい、ありがとうございます。

○（近藤会長）

次に、市指定天然記念物鶴嶺八幡宮参道及び松並木について報告ください。

【議題5 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について（報告）】

（事務局）

それでは、市指定史跡・天然記念物鶴嶺八幡宮参道及び松並木について説明いたしますので、資料4をご覧ください。項番1、維持管理の対応について、不定期であります但参道の清掃を主として、5月2日までに計26回市職員により維持管理を行って参りました。引き続き清掃等の管理に努めて参ります。続いて、令和6年度鶴嶺八幡宮参道及び松並木剪定業務委託について説明いたします。令和6年度第2回審議会においてご審議いただいた鶴嶺八幡宮参道の松並木の剪定作業が、令和7年3月6日から19日にかけて行われました。剪定前には緒方委員や業者と現地打ち合わせを行ったほか、作業期間中にも立会いを行い、都度、業者と相談しながら剪定を実施いたしました。当初は17本剪定予定でしたが、2月に13本追加し、計30本の樹木を剪定いたしました。資料には一部であります但剪定前と剪定後の写真を載せておりますのでご覧ください。

次に項番2、保存に影響を要す行為等への対応をご覧ください。令和6年度第3回審議会にてお話いたしました、10月28日の夜に発生した単独での交通事故の件について進捗状況をご報告いたします。10月28日の事故は、車両が街路灯に衝突し、街路灯が倒壊、その際に東側No. 68の松が損傷を受けたものになります。倒壊した街路灯については復旧に当たり、事前に地中に残った街路灯基礎が破損しているか否かを確認するための試掘工事を行うこととなっておりましたが、令和7年3月14日にその工事が実施され、市職員も立会いました。結果として基礎部分に損傷等があることから本復旧工事は基礎部分の交換を含めて行うため、今回の試掘工事の掘削範囲よりも広い範囲で掘削し工事を行うということを業者より伺っております。試掘工事の様子は資料に写真を一部掲載しておりますのでそちらをご覧ください。立会いの結果に關しまして遺物等は確認されなかったということです。なお街路灯の発注後、納品までに時間がかかることでしたので、現時点で業者から本復旧工事にかかる93条の届け出や現状変更等許可申請書はまだ提出されておられません。このため提出される時期によっては、次回の審議会を待たず、近藤会長へ先に諮り現状変更についてご確認いただく可能性もありますので、何卒ご承知おきいただければと思います。

最後になりますが、3月26日に鶴嶺八幡宮参道にて発生した交通事故による松の損傷についてご報告いたします。本件は、同日に茅ヶ崎警察署からの情報提供により判明した単独事故です。状況としては駐車時に、西側No. 25の松に接触したとのことでした。事故当事者には翌日に来庁いただき、顛末書及び損傷届を速やかにご提出いただくよう依頼しております。現時点で書類は未提出ですが、近日中にご提出いただけるとのことでご連絡をいただいております。なお損傷した松については市職員が事故現場を確認した後、緒方委員にご報告いたしまして、対処方法についてご助言をいただいております。市指定史跡・天然記念物鶴嶺八幡宮参道及び松並木についての報告は以上となります。

○（近藤会長）

緒方委員、何か補足やご提言ありますでしょうか。

○（緒方委員）

現地を見たときに市職員に話をしたこともあるのですが、街路灯が損傷すると、これは損害額が発生するわけですね。しかし松が損傷しても損害額が発生しないですね。天然記念物として長いこときちんと行政が守ってきたものですね。だからその財産価値を損保会社に聞いておくのが良いのではないかという話をしたのですけれども、それについては進んでいないのですけれども、今日は皆さんがいらっしゃるの、お金の換算することが良い悪いは別としましてね。例えばこのぐらいの木が、大型のダンプカーがボンとぶつかって倒れれば、それはいくらかって損害金が発生す

るのですけれども、その算定の基準みたいなものを、行政が損保会社ときちんと話をしておくことが必要なんじゃないですかね。だから委員の皆さんのご意見をここで伺えたらと思います。

○（鈴木委員）

教えていただきたいのですが、今まで特別天然記念物で損害賠償はないのですか。

○（緒方委員）

いや、それがね、それを損保会社なら損害賠償の算定基準を作っていると思います。例えば日光の杉並木で何かあったら、多分損害額が発生していますよね。だからその辺をきちんと行政側で基準を作成しておいた方が良いのではないのでしょうか。構造物は損害が発生して、これは直すのにいくらかかりますという話が当たり前のようによね。ところが自然物、正確には、自然物ではなく、人が植えたもので、歴史的なものですけども、それについて、その財産価値としてどれくらいかということを設定しておく必要があるのではないかなという気がしますが、どうでしょうか。

○（鈴木委員）

天災等の時はほとんどが補償対象ってないですよ。ただ、普通の交通事故ですと、例えば民家の庭先にある枝を壊したりすると、損害額にもよるのでしょうか、無賠償で済ませる場合もあるし、もしかしたら訴えられる可能性だってありますね。損害賠償額を明らかに分かっている場合は、相手に請求できると思います。そういうものができるならば、きちんと内規でも何でも良いのですが、茅ヶ崎市ではこうなっていますというようなことを、他のところでまだやってないようでしたら、先駆けとしてやられたらどうですか。

○（緒方委員）

全国的に、実際にどう対応しているかっていうことを調べる必要があるのではないですかね。多分、損保会社は算定基準を作成していますよね。

○（五味委員）

相模川橋脚の場合もね、何かあったらそういうのが起きますので、国や県の事例を聞いて、茅ヶ崎でも市の天然記念物に関するような、その損害についてはどういう対応をするかというのはやっぱり規定しておいた方がいいと思いますね。

○（事務局）

鶴嶺参道松並木の松の保険の関係になってくるのですけども、松の枝が折れて例えば近くの家を壊してしまったとか、そういう損害の賠償責任の問題があると思いますので、市の方で毎年賠償責任保険に加入してございます。過去にその事例があったかという話がありましたけれども、今のところそういった松の影響で賠償責任を負ったというような事例はないところでございます。

緒方委員からお話がありました松そのものの価値についての補償についてなんですけども、そちらの方の保険は今入っていない状況でございます。今後どういうものがあるのか確認したいと思えます。

○（五味委員）

市の賠償責任については保険に入っているのでしょうかね、ただ、市の所有する松に対してその被害にあったときに、やっぱりそれは市が払うものではないですから、損害を与えた側に損害賠償を求める。おそらく交通事故だとそういう保険はあるかもしれませんが、損害賠償の算定

基準をきちんと決めといた方が良くないかなと思います。そうすれば請求はできると思います。

○（緒方委員）

あくまでも天然記念物ですから、それはやっぱり優先順位からすれば高いですよ。鶴嶺参道松並木の松は市のものですか。それとも一部は鶴嶺八幡宮さんのものですか。

○（事務局）

基本的には市のものになります。

○（緒方委員）

はい、それでは市の財産ですよ。だから、きちんとした行政としてはしかるべき対処ができますよね。

○（事務局）

そうですね。いわゆる市の持ち物、木だけではなく、建物、車とかでも、当然何か起これば、そういった損害に対して費用が発生したりするのがあります。緒方委員がおっしゃる通り木も同じ対応をするという話でありますのでちょっと整理をしたいと思います。

○（緒方委員）

市の天然記念物に指定した責任みたいのは当然あるわけですがけれども、その辺も整理をして、やっぱりきちんとしておいた方が良くないかなと思いますね。

○（近藤会長）

少し事例を研究して、またこの場に報告いただけたらと思います。

○（事務局）

承知しました。

○（緒方委員）

もう1点いいでしょうか。この剪定前後の写真ありがとうございます。よく撮れています。これは業者が提出する工事写真ですよ。社会教育課さんに求められるのは、この剪定の後の写真管理をして、何番の木がいつ剪定をして、これが2年後、5年後、10年後にどうなったかという資料を社会教育課さんの方で管理されることをお願いしたいと思います。ここまでは記録として残っているのだけど、この後の記録をね。申し訳ない、何度も天然記念物と言いますがけれども、最低でも10年ぐらいは連続写真を残して、この何番の木はこういう経過で今日こうなっていますという記録を残されるといいと思いますね。お願いしたいと思います。

○（事務局）

剪定した後も継続して確認をしていきたいと思っています。

○（近藤会長）

はい。それでは他に何かありますか。

○（事務局）

次回の会議である第2回の審議会につきましては、10月23日木曜日の14時から、分庁舎5階D会議室を予定してございます。

○（近藤会長）

第2回の審議会の際に、今日出た問題のどういう進捗があったか、あるいはこういう課題があると、そういう報告をぜひ事務局から寄せていただくということで、よろしく願いいたします。

○（事務局）

はい。承知しました。

○（近藤会長）

私がお預かりした議題は以上ですよ。それでは、委員の方々、何かご質問あるいはさかのぼって議論等ありますか。

（発言者なし）

○（近藤会長）

それでは事業の進捗に従いまして新たな問題が起きたら審議会の場にかけていってください。事務局へお返ししますが何か連絡事項はありますか。

○（事務局）

繰り返しになりますけれども次回の審議会の日程でございます。予定といたしましては第2回審議会を10月23日木曜日、14時から分庁舎5階D会議室で行いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○（事務局）

そうしましたら本日、机上配付させていただきました本村居村B遺跡現地説明会資料を簡単にご説明させていただきます。来る5月17日、今週の土曜日ですね。毎年やっております新国道線街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の現地説明会を実施する予定でおります。チラシも置かせていただいておりますが、午前の部1回、午後の部1回ということです。雨予報になっておりますので、少し内容を変更したり、一部に省略したりすることもあるかと思いますが、今のところ、実施予定です。事前に資料ができ上がっておりますので、配布させていただきました。

○（仲手川社会教育課長）

皆さまご審議いただきありがとうございました。次回の審議会日程について近づきましたら改めてご連絡させていただきます。

以上をもちまして、令和7年度第1回茅ヶ崎市文化財保護審議会を閉会いたします。